

平成26年8月27日

各位

更生会社TFK株式会社
管財人 小畑 英一

訴訟の判決に関するお知らせ

メリルリンチ・インターナショナル外1名に対して290億9811万1546円の支払いを求めた損害賠償請求事件の控訴審（詳細は、平成25年8月2日付「控訴の提起に関するお知らせ」に記載のとおり）において、下記のとおり判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

- ・東京高等裁判所
- ・平成26年8月27日

2 判決の概要

第一審判決を取り消し、メリルリンチ・インターナショナル外1名に対して、145億4905万5773円及びこれに対する平成20年3月18日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

3 今後の見通し等

本判決は、管財人（控訴人）の請求を棄却した第一審判決を取り消し、請求額の5割の支払いを被控訴人らに命じる内容であるため、被控訴人らが、判決内容を不服として最高裁判所に上告する可能性があります。

本判決は、被控訴人らに対して、金145億4905万5773円及び遅延損害金の支払いを命じており、本更生手続における第2回弁済の弁済率に影響を与えますので、被控訴人らによる上告の提起の有無を含め、今後の訴訟の進捗等につきましては、随時ご報告申し上げます。

なお、平成25年8月13日付「第2回弁済について（－訴訟の進捗状況－）」でお伝えしましたとおり、債権者の皆様に対する第2回弁済は、本件を含む各訴訟が終了し、回収が完了した後に実施する予定ですので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上